

4月定例教育委員会 付議案件表

1. 教育長報告

2. 議案

番号	案件名	課名
1	直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について	文化・スポーツ 推進課

3. 協議事項

番号	案件名	課名
—	—	—

4. 報告事項

番号	案件名	課名
1	補助金要綱の期限延長について	学校教育課
2	補助金要綱の期限延長について	こども育成課
3	グローバル人材育成事業について	学校教育課
4	令和7年度直方市立小中学校管理職等人事について	学校教育課
5	直方市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について	こども育成課
6	直方市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱制定について	こども育成課
7	史跡 筑豊炭田遺跡群 整備基本設計について	文化・スポーツ 推進課

- その他
- ・ 5月行事について(学校教育課 当日配布)
 - ・ 令和7年度総合教育会議開催通知文書について
 - ・ 会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和7年3月19日～令和7年4月8日

3月	19	水	市長表敬訪問同席(天道会館 3 選手極真手塚杯世界空手道選手権大会出場結果報告)
	20	木	
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	教育長会 (オンライン) 臨時議会
	26	水	
	27	木	
	28	金	
	29	土	
	30	日	
4月	31	月	退職辞令交付式 (直方市役所) 臨時校長会議 (直方市役所) 新任校長、教頭辞令交付式 (北九州教育事務所) 新任・転入管理職 服務宣誓式 (直方市役所)
	1	火	新規採用教職員辞令交付式 (北九州教育事務所) 市採用講師辞令交付式 (直方市役所) 臨時校長会議 (直方市役所)
	2	水	4 月 定例校長会 (直方市役所)
	3	木	
	4	金	
	5	土	
	6	日	
	7	月	
	8	火	定例教育委員会

教育委員会行事予定

令和7年4月9日～令和7年5月13日

4月

9	水	
10	木	
11	金	東京芸術大学・伊藤教授と協議
12	土	
13	日	2025(令和7)年度直方文化連盟「定期総会」(直方市中央公民館)
14	月	福岡県市町村教育委員会教育長会議、福岡県市町村教育委員会連絡協議会総会(福岡県庁)
15	火	定例教育長会(北九州教育事務所)
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	第1回第五地区教科用図書採択協議会(宮若市役所)
26	土	
27	日	Presented by BOTA山 チャリティー講演会(ユメニティのおがた)
28	月	
29	火	
30	水	令和7年度直方市総合教育会議(直方市役所)

5月

1	木	定例校長会
2	金	
3	土	
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	市長表敬訪問同席(ギラヴァンツ北九州応援大使)
10	土	(池坊筑豊支部115周年)花展・記念式典(宮若市・若宮コミュニティセンター)
11	日	
12	月	
13	火	定例教育委員会

議案第 1 号

直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について

直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 7 年 4 月 8 日
直方市教育委員会
教育長 山 本 栄 司

提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により提案するものである

令和7年度 直方市文化財等に関する有識者委員会名簿(案)

氏 名	所 属	分 野
入佐 友一郎	九州歴史資料館 文化財調査室 室長補佐	史跡整備
岡田 昌彰	近畿大学 理工学部 教授	景観工学
河野 雅也	西日本工業大学 名誉教授	都市計画
坂井 義哉	元大牟田市石炭産業科学館 館長	考古学 博物館
西川 英佑	関西大学 環境都市工学部 助教	建築学
長谷川 直司	元国土交通省 国土技術政策総合研究所 シニアフェロー	建築学

任期:2年(委嘱日から2年)

ただし、上記任期にかかわらず、直方市文化財等に関する有識者委員会規則第2条に定める教育委員会に対する報告が終了したときは、同規則第4条第3項の規定により、解任されるものとする。

学校教育課 期限延長する補助金要綱一覧

令和6年度補助金効果検証ヒアリングの結果、「維持継続」となった要綱一覧について期限を再設定したもの

名称	判定結果	期限	再設定期限	備考（整理した内容等）
直方市学校保健会補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市小中学校教科等研究会補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市特別支援教育後援会補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市教育研究指定校等研究費補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市中学校県大会以上の出場費補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市立小中学校周年記念事業補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	

こども育成課 期限延長する補助金要綱一覧

令和6年度補助金効果検証ヒアリングの結果、「上位法優先」もしくは「維持継続」となった要綱一覧について期限を再設定したもの

名称	判定結果	期限	再設定期限	備考（整理した内容等）
直方市保育研修事業等補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
筑豊地方保育事業研究大会補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	次回の開催は令和8年度予定
直方市障害児保育事業補助金交付要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱	維持継続	令和7年3月31日	令和10年3月31日	
直方市保育所一時預かり事業補助金交付要綱	上位法優先	令和7年3月31日	令和10年3月31日	補助金の対象となる経費は、一時預かり事業に要した保育士の（人件費→人件費及び需用費）とする。
直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱	上位法優先	令和7年3月31日	令和10年3月31日	

Nogata city
entrepreneurship
educational
program



参加者
募集

中学生対象

フィンランドで過ごす
週間
はじめて出会う、未知の世界
はじめて見える、新しい未来

世界を知る。
わたしを見つける。

Let's learn about the world and find myself.

令和7年度直方市中学生海外派遣事業

【行先】フィンランド(ヘルシンキ周辺)
【期間】8月17日～24日



参加申込み期間

市内在住の中学1～3年生対象

4.1 ▶ 4.30

Tue.

Wed.

直方市教育委員会

募集要項はこちら

TO THE WORLD

OPEN THE GATE



直方市の未来を担うグローバル人材の育成のために 市内在住の中学生を約1週間海外に派遣します

世界を知ることは、自分の新しい可能性を見つけること。
世界を知りたいと思うその気持ちを、大切にしたい。



- 主催** 直方市教育委員会
- 派遣先** フィンランド（ヘルシンキ周辺）
- 派遣期間** 8月17日（日）～24日（日）
- 派遣人数** 8名程度
- 参加料** 無料
- 募集要項** 直方市ホームページに掲載
直方市役所1階こもれびテラス・
直方市役所2階学校教育課にて配布

フィンランドの大自然を散策して、バルト海に面した美しいヘルシンキの街を自分の足で歩く。現地の学校は日本とはどう違うのか体験してみよう。英語が上手に話せなくても、フィンランドの学生や先生との交流に挑戦！日本にはないユニークな施設で、世界一の教育について学ぶ。自分はどうなことが好きで、何が得意なのかをじっくり考えてみる。旅の終わりには、世界最高と言われる図書館で、自分自身と向き合う時間を。

プログラムの詳細・申込方法・参加者選考方法等は必ず募集要項をご確認ください

フィンランド流の「生きる力」を学ぶ旅

どうして旅先はフィンランドなの？

どんな未来が待っているのか予測がつかないほどめまぐるしく変わっていく時代を生き抜いていくためには、どんな力が必要だと思いますか？そのヒントがフィンランドで見つけられるかもしれません。世界最高基準の教育と言われるフィンランドの学校で大切にされているものは「未来を描く力」「自分で自分の人生を切り拓く力」「自分の人生を主体的に作る力」です。自分自身のことをよく知ることが大切で、そして自分の「好き」や「得意」が社会とどう繋がっていくかを考えます。自分が好きなこと・得意なことで、自分自身と誰かのために新しいものを創造する・変革を起こす。これがフィンランド流の「アントレプレナーシップ（起業家精神）」と呼ばれるものです。この約1週間の旅では、日本とは全く異なる環境でたくさんの刺激を受けながら、異文化体験と国際交流を通して、楽しく「アントレプレナーシップ」を学びます。

令和7年度直方市中中学生海外派遣事業の特徴

Point 1 参加負担金無料

誰でも挑戦しやすい機会の提供を目指し、渡航費用を含む全ての費用を市が負担します。
（※パスポート取得費用やお小遣い等の個人的な費用は除く）

Point 2 アントレプレナーシップに特化したプログラム構成

漠然と「海外へ行ってみる」だけでなく、世界最高基準の教育を実践する、アントレプレナーシップ教育の先進国であるフィンランドならではのプログラムです。

Point 3 多彩な体験活動

観光地の周遊やホームステイをメインとした研修ではなく、自然・文化・歴史・教育の分野に渡り、1週間で余すところなく体験します。多角的な刺激が盛り沢山の内容です。



直方市が考える「アントレプレナーシップ教育」とは

起業家（アントレプレナー）に必要なとされる精神【チャレンジ精神・創造性・探究心】や資質・能力【情報収集・分析力・判断力・実行力・リーダーシップ・コミュニケーション能力】の育成に着目した「生きる力」を育てる教育です。不確実性が高く将来の予測が困難なこれからの時代においても、自分の強みや輝ける環境を認識し、変化のなかに機会を見出して自らイノベーションを起こすことで未来を切り拓いていくことができる人材の育成を目的としています。

Nogata city entrepreneurship
educational program

お問合せ先

直方市教育委員会
学校教育課学校教育係
TEL 0949-25-2323

事業説明会を開催します

プログラムの詳細のご説明を行います

4.20
Sun.10:00～

直方市中央公民館

事前申込み制です
お申込みはこちら
.....→



Nogata city
entrepreneurship
educational
program



参加者
募集

高校生対象

フィンランドで過ごす
2週間
はじめて出会う、未知の世界
はじめて見える、新しい未来

わたしを見つける。
世界へ羽ばたく。

Find myself and take off toward the world.

令和7年度直方市高校生海外派遣事業

【行先】フィンランド(ヘルシンキ周辺)
【期間】8月17日~24日



参加申込み期間

市内在住かつ市内高校に通学する高校1~3年生

4.1 ▶ 4.30

Tue.

Wed.

直方市教育委員会

募集要項はこちら

TO THE WORLD

OPEN THE GATE



直方市の未来を担うグローバル人材の育成のために 市内在住かつ市内高校に通学する高校生を約1週間海外に派遣します

世界を知ることは、自分の新しい可能性を見つけること。
世界を知りたいと思うその気持ちを、大切にしたい。



- 主 催** 直方市教育委員会
- 派 遣 先** フィンランド（ヘルシンキ周辺）
- 派遣期間** 8月17日（日）～24日（日）
- 派遣人数** 5名程度
- 参 加 料** 無料
- 募集要項** 直方市ホームページに掲載
直方市役所1階こもれびテラス・
直方市役所2階学校教育課にて配布

フィンランドの大自然を散策して、バルト海に面した美しいヘルシンキの街を自分の足で歩く。現地の学校は日本とはどう違うのか体験してみよう。英語が上手に話せなくても、フィンランドの学生や先生との交流に挑戦！日本にはないユニークな施設で、世界一の教育について学ぶ。自分はどうなことが好きで、何が得意なのかをじっくり考えてみる。旅の終わりには、世界最高と言われる図書館で、自分自身と向き合う時間を。

プログラムの詳細・申込方法・参加者選考方法等は必ず募集要項をご確認ください

フィンランド流の「生きる力」を学ぶ旅

どうして旅先はフィンランドなの？

どんな未来が待っているのか予測がつかないほどめまぐるしく変わっていく時代を生き抜いていくためには、どんな力が必要だと思いますか？そのヒントがフィンランドで見つけられるかもしれません。世界最高基準の教育と言われるフィンランドの学校で大切にされているものは「未来を描く力」「自分で自分の人生を切り拓く力」「自分の人生を主体的に作る力」です。自分自身のことをよく知ることが大切で、そして自分の「好き」や「得意」が社会とどう繋がっていくかを考えます。自分が好きなこと・得意なことで、自分自身と誰かのために新しいものを創造する・変革を起こす。これがフィンランド流の「アントレプレナーシップ（起業家精神）」と呼ばれるものです。この約1週間の旅では、日本とは全く異なる環境でたくさんの刺激を受けながら、異文化体験と国際交流を通して、楽しく「アントレプレナーシップ」を学びます。

令和7年度直方市高校生海外派遣事業の特徴

Point 1 参加負担金無料

誰でも挑戦しやすい機会の提供を目指し、渡航費用を含む全ての費用を市が負担します。
（※パスポート取得費用やお小遣い等の個人的な費用は除く）

Point 2 アントレプレナーシップに特化したプログラム構成

漠然と「海外へ行ってみる」だけでなく、世界最高基準の教育を実践する、アントレプレナーシップ教育の先進国であるフィンランドならではのプログラムです。

Point 3 多彩な体験活動

観光地の周遊やホームステイをメインとした研修ではなく、自然・文化・歴史・教育の分野に渡り、1週間で余すところなく体験します。多角的な刺激が盛り沢山のコンテンツです。



直方市が考える「アントレプレナーシップ教育」とは

起業家（アントレプレナー）に必要なとされる精神【チャレンジ精神・創造性・探究心】や資質・能力【情報収集・分析力・判断力・実行力・リーダーシップ・コミュニケーション能力】の育成に着目した「生きる力」を育てる教育です。不確実性が高く将来の予測が困難なこれからの時代においても、自分の強みや輝ける環境を認識し、変化のなかに機会を見出して自らイノベーションを起こすことで未来を切り拓いていくことができる人材の育成を目的としています。

Nogata city entrepreneurship
educational program

お問合せ先

直方市教育委員会
学校教育課学校教育係
TEL 0949-25-2323

事業説明会を開催します

プログラムの詳細のご説明を行います

4.20
Sun.10:00～

直方市中央公民館

事前申込み制です
お申込みはこちら



令和7年度直方市立小中学校管理職等人事

1 管理職人事

※ 教務主任

	校 長	教 頭	主幹教諭(教務担当)
直方南小学校	塩田 朋久(動)	島 三千代(留)	田中 拓郎(動)
直方北小学校	下元 操(留)	藤村 恭子(留)	斎藤 祐太(新)
直方西小学校	山野 直樹(留)	池森 寿実枝(動)	野田 藍子(動)
新入小学校	石松 敏幸(動)	檜山 文香(動)	稲光 清美(留)
感田小学校	村上 善道(留)	池田 歌織(留)	※高上 まみ(留)
上頓野小学校	石丸 直哉(留)	田中 雅子(動)	※堀江 洋一(新)
下境小学校	今川 恵子(動)	富原 真弓美(留)	榎本 美江(留)
福地小学校	戸田 哲児(留)	堀 衣世(動)	小池 純子(留)
中泉小学校	吉村 秀夫(留)	村上 真弓(留)	池永 慎一郎(動)
植木小学校	藤瀬 正朋(留)	神河 武彦(動)	福川 桜子(留)
直方東小学校	吉松 久仁(留)	古賀 浩孝(留)	佐藤 奈緒子(留)
直方第一中学校	山地 貴博(新)	堀 憲文(留)	新里 亮一(留)
直方第二中学校	川原 国章(留)	村井 政文(留)	田中 智(動)
直方第三中学校	矢野佳代子(新)	山下 浩昭(留)	井上 雄太(新)
植木中学校	大塚 泰信(留)	奥 恒政(新)	金川 稔(新)

2 市外・行政への管理職等転出

教育委員会	課長	林 教司(新)	直方第一中学校より
-------	----	---------	-----------

3 市外・行政からの管理職等転入

新入小学校	校長	石松 敏幸	直方市教委 学校教育課長より
直方第一中学校	校長	山地 貴博	小竹町立小竹中学校より
上頓野小学校	教頭	田中 雅子	小竹町立小竹西小学校より
植木小学校	教頭	神河 武彦	宮若市立宮若西小学校より

4 市教委事務局人事

学校教育課長	林 教司(新)	新任(直方第一中学校より)
管理主事	井手上 大輔(留)	留 任
主任指導主事	中島 晋作(留)	留 任
指導主事	大田 雄一(留)	留 任

5 行政機関、附属学校等人事

国立夜須高原青少年自然の家 所長	松井 和彦(留)	留 任
福岡教育大学附属小倉中学校 校長	濱田 敦子(留)	留 任
北九州教育事務所社会教育主事	矢野 利隆(留)	下境小学校(籍)
北九州教育事務所社会教育主事	野田 祐希(留)	留 任
福岡県教育センター指導主事	酒井 梢(新)	直方東小学校より
福岡県人づくり・県民生活部青少年育成課	木下 真帆(留)	留 任
少年自然の家「玄海の家」	毛利 幸彦(留)	留 任
福岡教育大学附属小倉中学校 長研	洲上 孝弘(新)	直方第三中学校(籍)
福岡教育大学附属小倉小学校 長研	田中 佑輝(新)	植木小学校(籍)

6 一般人事について

○ 同一校在籍6年以上、新採3年以上を対象としたが、学校の状況、中学校の教科等で対象者全員の異動はできなかった。

	小学校	中学校	計
6年以上の異動者	7	3	10
6年未満の異動者	5	4	9
新採3年目途	5	5	10
		計	29

7 退職者について(管理職を含む・再任用後の退職者含まない)

	男	女	計
小学校	5	11	16
中学校	1	6	7
計	6	17	23

定年(5)、早期(5)、普通(13)

8 市外との転出入(管理職は含まない)

<市外へ転出>

	男	女	計
小学校	1	4	5
中学校	2	2	4

<市外から転入>

	男	女	計
小学校	0	3	3
中学校	2	0	2

9 年度別新規採用者数 ※()は教諭以外の採用数(内数)

採用年度	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6	R.7
新採教職員数	12(2)	27(2)	23(1)	20	23	16(1)	18(1)
	養・事	養	養		栄	養	養

10 学級数について【+数は特別支援学級】

	R.6	R.7		R.6	R.7		R.6	R.7
直南小	6+1	6+1	下境小	9+3	8+4	直一中	6+3	7+6
直北小	12+3	12+4	福地小	6+3	6+3	直二中	18+4	17+6
直西小	6+2	6+2	中泉小	5+2	4+2	直三中	11+5	12+5
新入小	12+5	12+5	植木小	11+4	11+4	植木中	6+2	6+2
感田小	18+9	17+10	直東小	8+5	8+5			
上頓小	17+5	17+5	小学計	152	152	中学計	55	61

11 異動件数(管理職を含む。退職者は除く。)

年度	R.1	R.2	R.3	R.4	R.5	R.6	R.7
異動件数	58	52	58	50	51	42	37

12 教職員平均年齢(講師を除く)

	男(R.6)	男(R.7)	女(R.6)	女(R.7)
小学校	40.1	40.0	36.3	40.7
中学校	43.5	44.4	41.0	43.0

教職員数(講師を除く)

13	男(R.6)	男(R.7)	女(R.6)	女(R.7)	計(R.6)	計(R.7)
小学校	83	85	165	140	248	225
中学校	54	52	54	50	108	102
合計	137	137	219	190	356	327

直方市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱を改正する改め文
第3条中「直方市地域子育て支援センター」を「直方市役所」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

直方市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示 新旧対照表

新	旧
(設置) 第3条 この事業を実施するため、ファミリー・サポート・センターのおがた(以下「センター」という。)を<u>直方市役所</u> _____内に置く。 <u>様式第1号(第8条関係)</u> 省略 <u>様式第2号(第8条関係)</u> 省略	(設置) 第3条 この事業を実施するため、ファミリー・サポート・センターのおがた(以下「センター」という。)を<u>直方市地域子育て支援センター</u>内に置く。 <u>様式第1号(第8条関係)</u> 省略 <u>様式第2号(第8条関係)</u> 省略

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

まかせて会員

ファミリー・サポート・センターのおがた入会申込書

フリガナ					小学校区	
氏 名					まかせて 会員番号	
生年月日	年 月 日（ 歳）				性 別	男・女
住 所	〒822- 直方市					記入日： 年 月 日
連絡先	電 話	- -	F A X	- -	携帯電話	
勤務先	名 称				自家用車での送迎	できる ・ できない
	所在地				チャイルドシート	有 ・ 無
	電 話				ペット	いる ・ いない （室内・室外） 【種類： ｝
					喫 煙 （同居家族を含む）	する ・ しない 会員本人 ・ 会員以外
資格・ 免許等	保育士 ・ 保健師 ・ 看護師 ・ 幼稚園教諭 ・ その他教諭 ヘルパー（ 級） ・ その他（ ）					
同 居 家 族 会員以外	氏 名	性 別	会員との続柄	年 齢	職 業（学校名等）	
		男・女		歳		
		男・女		歳		
		男・女		歳		
		男・女		歳		
		男・女		歳		
		男・女		歳		
緊 急 連絡先 会員以外	氏 名			会員との 続 柄	電 話	- -
	氏 名			会員との 続 柄	電 話	- -

援助できる時間帯及び曜日

○：援助できる △：その時による ×：援助できない

時間帯・曜日	月	火	水	木	金	土	日	祝日
7時～ 8時								
8時～ 9時								
9時～12時								
12時～15時								
15時～17時								
17時～19時								
19時～20時								

預かれる子どもの年齢

○：預かれる △：条件次第 ×：預かれない

年 齢	○・△・×
0歳児（6ヵ月～）	
1・2歳児	
就学前	
小学生	
【その他希望】	

援助できる内容

援助できる内容に○印を記入してください。（複数可）

☐	保育所・幼稚園・学校等の開始前の預かり
☐	保育所・幼稚園・学校等の終了後の預かり
☐	保育所・幼稚園・学校等への送り
☐	保育所・幼稚園・学校等への迎え
☐	一時的な預かり
☐	その他（ ）

自宅周辺の地図

自宅付近の地図をお書きください。

※ 目印となる施設（大きな建物）や店舗等を記入してください。

直方市長 様

次のとおり、ファミリー・サポート・センターのおがたへの入会を申し込みます。

なお、入会にあたっては「ファミリー・サポート・センターのおがた実施要綱」を遵守し、本入会申込書記載の個人情報、センター事業、アドバイザーの業務、相互援助活動のために提供・利用されることに同意します。

年 月 日

氏 名

※ファミリー・サポート・センターのおがた記入欄

入会年月日

年 月 日

退会年月日

年 月 日

おねがい会員登録

有（おねがい会員番号： ） ・ 無

備 考

ファミリー・サポート・センターのおがた入会申込書

フリガナ					小学校区 おねがい 会員番号			
氏 名								
生年月日	年 月 日（ 歳）			性 別	男・女			
住 所	〒 ー				記入日： 年 月 日			
連絡先	電 話	ー ー		F A X	ー ー	携帯電話	ー ー	
勤務先	名 称				勤 形	務 態	1. 雇用労働者（フルタイム・パートタイム） 2. 自営業 3. 無職 4. その他（ ）	
	所在地							
	電 話							ー ー
援助の 必要な 子ども	氏 名（フリガナ）	性 別	生年月日		年 齢	保育所・幼稚園・学校名等		
		男・女	年 月 日		歳			
		男・女	年 月 日		歳			
		男・女	年 月 日		歳			
		男・女	年 月 日		歳			
同 居 家 族 会員・援助の必要な子ども以外	氏 名	性 別	会員との続柄		年 齢	職 業（学校名等）		
		男・女			歳			
		男・女			歳			
		男・女			歳			
		男・女			歳			
		男・女			歳			
緊 急 連絡先	氏 名			会員との続柄			電 話	ー ー
	氏 名			会員との続柄			電 話	ー ー

援助希望内容

援助依頼は別途
申込が必要です

援助を希望する内容（予定）に○印を記入してください。（複数可）

保育所・幼稚園・学校等の開始前の預かり

保育所・幼稚園・学校等の終了後の預かり

保育所・幼稚園・学校等への送り

保育所・幼稚園・学校等への迎え

一時的な預かり

その他（ ）

自宅周辺の地図

自宅付近の地図をお書きください。

※ 送迎を希望される方は、自宅から学校・保育施設等までの経路を記入してください。

※ 目印となる施設（大きな建物）や店舗等を記入してください。

直方市長 様

次のとおり、ファミリー・サポート・センターのおがたへの入会を申し込みます。

なお、入会にあたっては「ファミリー・サポート・センターのおがた実施要綱」を遵守し、本入会申込書記載の個人情報、センター事業、アドバイザーの業務、相互援助活動のために提供・利用されることに同意します。

年 月 日

氏 名

※ファミリー・サポート・センターのおがた記入欄

入会年月日

年 月 日

退会年月日

年 月 日

まかせて会員登録

有（まかせて会員番号： ） ・ 無

備 考

直方市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）の規定に基づき、直方市保育補助者雇上強化事業補助金に関し必要な事項を定めることにより、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を直方市内の保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助金を交付する対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、直方市内の保育所等が、新たに保育補助者又は有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を配置し、保育士の業務負担を軽減する事業とする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、新たに保育補助者等の雇上げを行う事業（以下「保育補助者雇上強化事業」という。）を実施する保育所等で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 保育補助者は、保育士資格を有していない者であること。なお、本事業により新たに雇上げられた保育補助者は、雇上げられた年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者としてすることができる。
- （2） 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年を限度とする。
- （3） 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者であること。
- （4） 保育補助者等を配置する保育所等は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、本事業による保育補助者等の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者等の配置を除く。）、保育補助者については、資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）及び資格取得

時期の見込みを記載すること。

- (5) 保育補助者等の配置に要する費用について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付又はその他の補助事業により当該経費が交付されていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めた額とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、保育補助者雇上強化事業に要した人件費とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

史跡筑豊炭田遺跡群
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道
史跡解説整備基本設計

令和7年3月

直方市教育委員会

史跡筑豊炭田遺跡群
旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道
史跡解説整備基本設計

目 次

1. 史跡筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び 救護練習所模擬坑道 史跡解説整備基本設計検討内容	1
(1) 直方市史跡整備に係る検討経緯	1
(2) 史跡解説整備基本設計策定の目的	1
2. 設計の対象範囲及び前提条件	2
3. 施設の現況	3
(1) 会議所	3
(2) 模擬坑道	8
4. 設計の基本方針	23
(1) 基本理念	23
(2) 設計方針	24
(3) 課題と検討案	25
5. 解説テーマと配置計画	28
(1) 解説テーマの設定	28
(2) 史跡全体の動線計画	29
(3) 会議所及び模擬坑道の動線計画	30
(4) 解説テーマの配置と解説手法	31
6. 史跡筑豊炭田遺跡群 旧筑豊石炭鉱業組合直方会議所及び 救護練習所模擬坑道 史跡解説整備基本設計図	34
(1) 会議所	35
(2) 模擬坑道	46
参考資料	
1 会議テーブル、椅子、シャンデリア資料	
2 絵画、会議所応接テーブル・椅子	
3 史跡指定理由	
4 解説資料一覧表	
5 パース	